

○ 二松学舎大学公的研究費の監査内規
(平成20年10月21日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、二松学舎大学における公的研究費及び研究活動の不正防止に関する規程に基づく内部監査のうち、会計監査について必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、最高管理責任者（学長）の命により、本学における公的な機関から受ける研究費等補助金（科学研究費等補助金）の使用状況について、公正かつ客観的な立場で検討及び評価を行い、もって、更なる改善を図ることを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、公的な機関から受ける研究費等補助金（科学研究費等補助金）を対象とし、公的な機関から受ける研究費等補助金（科学研究費等補助金）の使用が適正に行われているかについて実施する。

(監査の種類、方法)

第4条 監査は、書面上及び実地調査により行う。

(監査委員)

第5条 監査委員は、学長が指名する監査責任者及び監査人（若干名）とする。

2 監査委員の任期は二年とする。

(監査委員の権限)

第6条 監査委員は、監査の実施に当たっては、被監査人、及び関連部署に対して、書類の閲覧又は提出、関係者からの事情聴取その他監査の遂行に必要な措置を求めることができる。

(被監査人の義務)

第7条 被監査人は、監査が円滑に行われるよう監査委員に協力しなければならない。

2 被監査人は、前条の監査委員の求めに対し、正当な理由なくこれを拒否することはできない。また、証拠となる資料、関係書類等の隠蔽等の妨害措置をとってはならない。

(監査委員の遵守事項)

第8条 監査委員は、監査の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査委員は、事実に基づき公正不偏の立場で監査を実施しなければならない。
- (2) 監査委員は、職務上知り得た事項について、正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- (3) 監査委員は、不正を発見したとき及び不正の疑いがあると認められたときは、証拠となる資料、関係

書類等を保全する措置を執らなければならない。

(監査結果の報告)

第9条 監査責任者は、監査を終了したときは、遅延なく監査報告書を作成し、最高管理責任者（学長）に提出しなければならない。

2 監査責任者は、監査により研究費の不正な使用が疑われる事案を発見したときは、前条の報告に加えて、研究費の不適切な使用に関与した者、不正使用の内容、不適切に使用された研究費の額を最高管理責任者（学長）に報告しなければならない。

(是正改善措置の要求等)

第10条 最高管理責任者（学長）は、監査報告の結果、是正又は改善を要する事項がある場合は、当該被監査人及び当該部署の長に対し、是正又は改善の措置（以下「是正改善措置」という）を求めるものとする。

2 当該被監査人及び当該部署の長は、是正改善措置を求められたときは、是正改善措置の内容及び期限等を記載した回答書を最高管理責任者（学長）に報告するものとする。

(是正改善措置の確認)

第11条 監査責任者は、是正改善措置の実施状況、効果等について、調査及び確認を行い、その結果を最高管理責任者（学長）に報告するものとする。

(監事等との連携)

第12条 監査委員は、学校法人二松学舎の監事及び公認会計士との連携を図り、効率的な監査の実施に努めるものとする。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、監査の実施に關し必要な事項は、不正防止計画推進本部長（副学長）が最高管理責任者（学長）と協議のうえ定める。

附 則

この内規は、平成20年10月21日から施行する。